

地籍調査及び統計調査の推進等に関する提言

地籍調査及び統計調査について、計画的・効率的な事業の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地籍調査事業を円滑に推進するため、地方自治体の地籍調査実施要望等を踏まえ、必要かつ十分な財政措置を講じること。
2. 国勢調査等の統計調査に係る都市自治体への委託費の算定については、地域の実情等に配慮するとともに、調査が円滑に実施できるよう、所要額を適正に措置すること。
3. 集計方法の工夫等、統計調査結果の早期公表に向けた取組を推進するとともに、調査票情報を利用するための手続きを各府省で統一し、簡略化すること。
また、都市自治体においても調査票情報を所有及び活用できるよう制度を見直すとともに、集計結果を市町村単位で活用できるよう必要な措置を講じること。